ハ　共同して利用する者（以下「共同利用者」という。）の範囲
ニ　利用する者の利用目的
ホ　開示等の求め及び苦情を受け付け、その処理を確実に行うとともに、個人データの内容等について、開示、訂正、利用停止等の権限を有し、個人データの安全管理等について共同利用者の中で責任を有する労働組合、企業、団体等の名称
ただし、ロ又はハに掲げる事項を変更する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。また、ニ又はホに掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、変更前にあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

第８　保有個人データの開示等に関する義務

１　保有個人データに関する事項の公表等（法第24条関係）

⑴　労働組合は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態に置かなければならない。
イ　当該労働組合の名称
ロ　全ての保有個人データの利用目的（第５の４の⑴から⑶までの規定に該当する場合を除く。）
ハ　保有個人データに関する本人からの次に掲げる求め（以下これらの求めを「開示等の求め」という。）に応じる手続（７の規定により手数料を定めたときは、その手数料の額を含む。）
㈠　法第24条第２項の規定に基づく利用目的の通知の求め
㈡　法第25条第１項の規定に基づく開示の求め
㈢　法第26条第１項の規定に基づく内容の訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の求め
㈣　法第27条第１項の規定に基づく利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）の求め
㈤　法第27条第２項の規定に基づく第三者提供の停止の求め
ニ　当該労働組合が行う保有個人データの取扱いに関する苦情を受け付ける担当窓口名及び係名、郵送用住所、受付電話番号その他の苦情申出先
ホ　当該労働組合が認定個人情報保護団体（法第37条第１項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の対象事業者である場合には、当該認定個人情報保護団体の名称及び苦情の解決の申出先

⑵　労働組合は、次のいずれかに該当する場合を除き、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。なお、利用目的を通知しない旨の決定をしたときも、本人に対し、遅滞なく、当該決定をした旨を通知しなければならない。
イ　⑴の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
ロ　第５の４の⑴から⑶までの規定に該当する場合

２　保有個人データの開示（法第25条関係）

⑴　労働組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示（当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。）を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法（開示の求めを行った者が同意した方法があるときは当該方法）により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができるが、開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。
イ　保有個人データを開示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
ロ　保有個人データを開示することにより、当該労働組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
ハ　保有個人データを開示することが他の法令に違反することとなる場合

⑵　他の法令の規定により、本人が識別される保有個人データの全部又は一部を、当該本人に対し⑴に規定する方法に相当する方法で開示することとなる場合には、⑴の規定は適用しない。

３　保有個人データの訂正等（法第26条関係）

⑴　労働組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって当該保有個人データの内容の訂正等を求められた場合には、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

⑵　労働組合は、⑴の規定により訂正等を求められた保有個人データの内容の全部又は一部について訂正等を行ったときは、本人に対し、遅滞なく、その旨（訂正等の内容を含む。）を通知しなければならない。また、利用目的からみて訂正等が必要でない場合や、本人からの誤りである旨の指摘が正しくない場合等、訂正等に応じる必要がなく、訂正等を行わない旨の決定をしたときも、同様とする。

４　保有個人データの利用停止等（法第27条関係）

⑴　労働組合は、本人から、次に掲げる理由によって当該本人が識別される保有個人データの利用停止等を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。
イ　同意のない目的外利用
当該本人が識別される保有個人データが第４の３及び第４の４の規定に違反して取り扱われているという理由
ロ　不正の手段による個人情報の取得
当該本人が識別される保有個人データが第５の１の規定に違反して取得されたものであるという理由
ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

⑵　労働組合は、本人から、当該本人が識別される保有個人データが第７の１及び第７の２の規定に違反して第三者に提供されていることを理由として、当該保有個人データの第三者への提供の停止を求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

⑶　労働組合は、⑴及び⑵に規定する求めに対し、保有個人データの全部又は一部について、その求めに応じたとき、又はその求めに応じない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

５　理由の説明（法第28条関係）

⑴　労働組合は、開示等の求めに対し、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨又はその措置と異なる措置をとる旨を本人に通知する場合は、併せて、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。

⑵　労働組合は、２の⑴の規定に基づく開示の求めに対し、保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定を本人に通知する場合は、根拠となる法の規定（当該保有個人データの全部又は一部について開示しないことの根拠となる法第25条第１項各号のうち該当するものをいう。）を併せて通知することが望ましい。